

○稚内市体育施設条例

平成13年3月23日条例第6号

別表第9（第11条関係）

庭球場使用料

使用区分		時間区分			シーズン券
		午前	午後	夜間	
		10時～12時	13時～17時	18時～21時	
団体使用 (1面につき)	一般	600円	880円	1,760円	—
	大学生				
	小中高生	220円	440円	1,100円	—
個人使用	一般	200円	200円	380円	4,000円
	大学生				
	高校生	120円	120円	260円	3,000円
	小中学生	90円	90円	150円	2,000円
	高齢者	100円	100円	100円	2,000円

備考

- 1 この表において「団体」とは、10人以上をいう。
- 2 この表において「高齢者」とは、使用時の年齢が満65歳以上の者であって年齢を証明するものを提示したものをいう。
- 3 使用のための準備及び後片付けに要する時間は、使用時間に含む。
- 4 使用時間が各時間区分に満たない場合であっても、当該時間区分どおり使用したものとみなす。
- 5 各時間区分を通して使用するときの使用料の額は、それぞれの時間区分による使用料の額を合算した額とする。
- 6 承認された時間区分を超えて使用したときの当該超えて使用した時間の使用料の額は、当該時間区分の使用料の額を当該時間区分の時間数で除して得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に当該超えて使用した時間（1時間未満の端数の時間があるときは、これを1時間とする。）数を乗じて得た額とする。
- 7 時間区分を超えて、又は時間区分前から使用することを承認された場合の当該時間区分を超えて、又は当該時間区分前に使用する時間の使用料の額は、当該時間区分の使用料の額を当該時間区分の時間数で除して得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に当該時間区分を超えて、又は当該時間区分前に使用する時間（1時間未満の端数の時間があるときは、これを1時間とする。）数を乗じて得た額とする。
- 8 障害者の使用料の額は、当該使用料の額の2分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 9 個人使用において介護を必要とする障害者に同行する介護人の使用料は、無料とする。
- 10 前項の場合において、同行することができる介護人の人数は、障害者1人に対し、介護人1人とする。ただし、障害者の障害の程度に応じ市長又は指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。